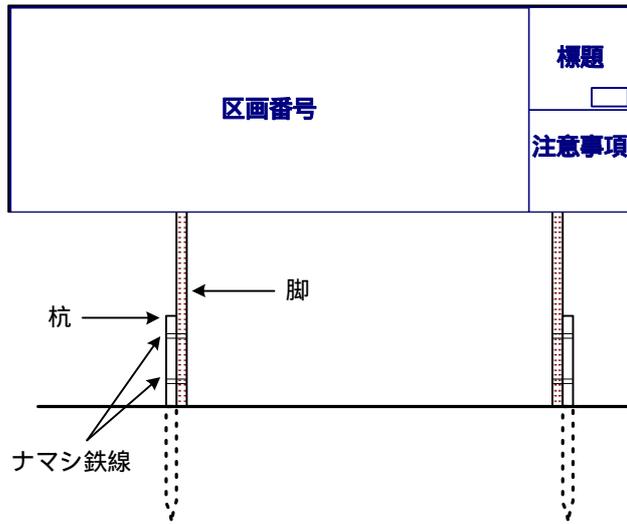


## 参議院議員通常選挙に係るポスター掲示場の作製、設置及び撤去業務（佐伯区）仕様書

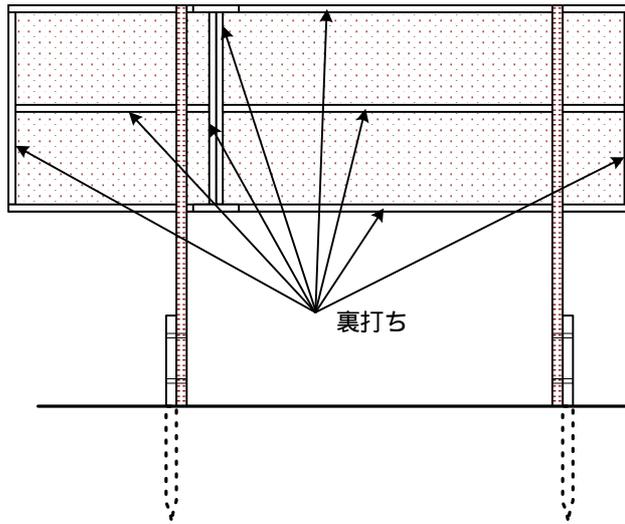
- 1 ポスター掲示場（以下、「掲示場」という。）の各部の名称は、別紙1のとおりとする。
- 2 掲示場の材質及び寸法等は、別紙2及び別添「ポスター掲示場の設計図」のとおりとする。
- 3 掲示場の数量は、別紙3のとおりとする。
- 4 掲示場の設置箇所及び掲示場の番号は、別添「ポスター掲示場設置場所一覧表」のとおりとする。ただし、設置開始までに設置箇所が変更されることもあり得るので、後記6の別紙5の1(3)のとおり、設置前に区選挙管理委員会事務局職員から設置場所について詳細な指示を受けること。
- 5 掲示板の印刷は、別紙4のとおりとする。
- 6 受注者の業務は、別紙5のとおりとする。
- 7 その他  
この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、広島市選挙管理委員会事務局と受注者が協議して定めるものとする。
- 8 添付書類  
ポスター掲示場の設計図  
ポスター掲示場設置場所一覧表

ポスター掲示場の各部の名称 ( 10 区画 )

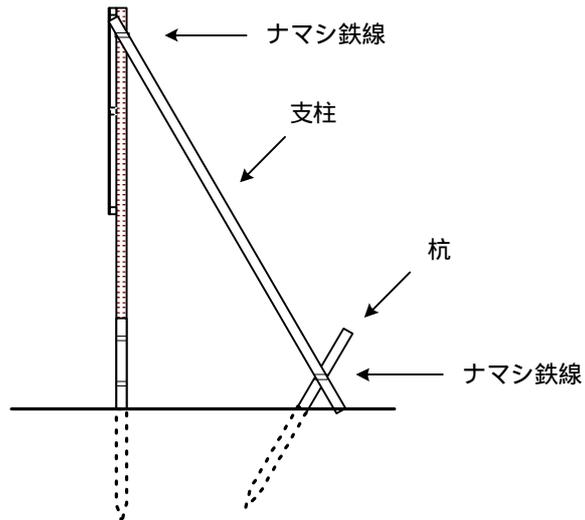
( 正面図 )



( 裏面図 )



( 側面図 )



## ポスター掲示場の材質及び寸法等について

ポスター掲示場の材質及び寸法等は、別表のとおりとする。

### 【留意事項】

#### 第1 掲示板について

- (1) 使用期間中は、風雨に耐えるものであること。
- (2) 掲示板として再生パルプ耐水ボード（グリーンマーク表示品）を使用する場合は、当該品が上下左右の側面から浸水しないものであること。
- (3) 掲示板としてPET 樹脂再生ボード（エコマーク認定品）を使用する場合は、当該品が難燃性を有すること。
- (4) 掲示板としてポリプロピレン樹脂ボード（エコマーク認定品）を使用する場合は、遮光性を有するものであること。
- (5) 押しピン又は両面テープのどちらでもポスターを掲示することができるものであること。

#### 第2 釘及び針金について

##### 1 掲示板と掲示板の裏打ちタルキをとめる場合

- (1) 25 mm以上の釘を約 200 mm間隔で使用する。
- (2) 掲示板の表面が釘の錆などで汚れないように、次のような防止策を施すこと。
  - ① ユニクロボード釘を使用し、釘の頭を塗装する。
  - ② メッキ処理した釘を使用する。
- (3) 裏打ちタルキ（横）を掲示板の中央に取り付ける場合は、区画番号の上下の区切線上に釘を打つことができる位置とすること。
- (4) 掲示板が釘の頭を抜けて落下するおそれのある場合は、その防止策を施すこと。

##### 2 掲示板の裏打ちと脚のタルキどうしをとめる場合

- (1) 接合箇所1箇所につき、釘を2本使用し、脚1本につき2箇所以上でとめること。
- (2) 釘は60 mm以上のスクリーナー釘を使用し、掲示板側から脚側に向けて打つこと。掲示板が落下するおそれがある場合は、その防止策を施すこと。
- (3) 掲示板の表面が釘の錆などで汚れるおそれがある場合は、メッキ処理したスクリーナー釘またはステンレススクリーナー釘を使用すること。
- (4) 掲示板の裏打ちと脚のタルキが外れるおそれのある場合は、その防止策を施すこと。

##### 3 掲示板の脚と支柱のタルキどうしをとめる場合

- (1) 接合箇所1箇所につき、釘を2本以上使用し、かつ、ナマシ鉄線を二重に使用してとめること。
- (2) 釘は70 mm以上のものを使用すること。接合箇所が外れるおそれがある場合は、スクリーナー釘を使用すること。
- (3) ナマシ鉄線は12番（2.6 mm）以上のものを使用すること。
- (4) 掲示板の脚と支柱のタルキが外れるおそれのある場合は、その防止策を施すこと。

##### 4 掲示板の脚と杭のタルキどうしをとめる場合

- (1) 脚ごとに、ナマシ鉄線を二重に使用して、2箇所以上でとめること。
- (2) ナマシ鉄線は12番（2.6 mm）以上のものを使用すること。

##### 5 掲示板の支柱と杭のタルキどうしをとめる場合

- (1) 支柱ごとに、ナマシ鉄線を二重に使用してとめること。
- (2) ナマシ鉄線は12番（2.6 mm）以上のものを使用すること。

- 6 接合には、釘の代わりにビスを使用してもよい。ただし、ビスの本数や接合箇所数は釘による場合と同じ数とし、接合部分が外れないよう釘を使用する場合と同等以上の強度を保つこと。また、錆による汚れ防止及び落下防止についても釘を使用する場合と同様の防止策を施すこと。
- 7 原則として上記1から6以外の方法による部材の接合は認めないが、これにより難しい場合は、受注者は、事前に区選挙管理委員会事務局に協議し、その承諾を得ること。

### 第3 掲示場の特別な設置方法について

#### 1 掲示場をフェンスに直接とめる場合

- (1) 掲示場の脚ごとに、針金を使用して、2箇所以上でとめること。
- (2) 針金は14番(2.0mm)以上のビニールコーティングしたものを使用すること。
- (3) フェンスを傷つけるおそれのある場合は、養生すること。

#### 2 掲示場をガードレール等に直接とめる場合

- (1) 掲示場はガードレール等の裏面側(車道等の反対側)に設置し、掲示板がビームに隠されない高さとする。 (ただし、裏面側が急勾配の法面や河川・水路敷等になっているため設置スペースの確保が困難な場合や設置作業に転落等の危険を伴うなどの場合において、表面側に設置しても交通の支障にならないときは、表面側に設置することも可とする。)
- (2) 掲示場の脚ごとに、ナマン鉄線を二重に使用してとめること。
- (3) ナマン鉄線は12番(2.6mm)以上のものを使用すること。
- (4) ガードレール等を傷つけるおそれのある場合は、養生すること。

#### 3 掲示場をブロック塀に直接とめる場合

- (1) 木枠などを使用する場合は、掲示場の脚ごとにとめること。
- (2) 針金を使用する場合は、掲示場をブロック塀の内側に引っ張ってとめること。なお、針金は14番(2.0mm)以上のものを使用すること。
- (3) ブロック塀を傷つけるおそれのある場合は、養生すること。

#### 4 上記以外の方法により掲示場を設置する必要が生じた場合、受注者は、区選挙管理委員会事務局に報告し、その指示する方法により設置すること。

### 第4 2枚以上の掲示板の接合について(該当する場合のみ)

- (1) 2枚以上のボードを継ぎ足す場合は、掲示場に向かって右側(標題部分のある側)に横幅の大きい再生ボードを使用すること。その際、上下の位置をそろえて接合し、双方の掲示板印刷面に隙間及び段差を生じさせないこと。
- (2) 掲示板の接合には、55mm以上のビス又はステンレススクリュー釘を使用して、3箇所以上でとめること。
- (3) 接合箇所が外れるおそれがある場合は、双方の掲示板の裏打ちタルキの上下部分に、掲示板の接合部分から左右の位置が均等になるようつなぎをあて、それぞれ55mm以上のビス又はステンレススクリュー釘を使用して、2箇所以上でとめること。

(ポスター掲示場一箇所あたり)

区 分		参議院広島県選出議員選挙 (10区画)			備 考	
部 位	材 質	寸法等		数 量		
1 掲示板	PET樹脂再生ボード (エコマーク認定品)  又は 再生パルプ耐水ボード (グリーンマーク表示品)	縦910mm 横1,820mm 厚3.0~4.0mm		1 枚	掲示板の印刷面は白色とすること。(2枚以上のボードを継ぎ足す場合は、それらが同じ白色であること。) 掲示板の表面又は裏面に、エコマーク認定品又はグリーンマーク表示品である旨の表示をすること。	
	又は ポリプロピレン樹脂ボード (エコマーク認定品)  又は 発注者が同等と認める リサイクル可能なもの	縦910mm 横910mm 厚3.0~4.0mm		1 枚		
2 脚	平タルキ	(太さ) 45mm×45mm	(長さ) 1,770mm	2 本		
3 杭	〃	〃	900mm	4 本	長さは900~1,000mm可	
4 支柱	〃	〃	2,000mm	2 本		
5 裏打ち	縦・側	〃	30mm×30mm	850mm	4 本	太さは30mm×40mmも可 ただし、40mmの側を掲示板に接合すること。
	横・側	〃	〃	1,820mm	2 本	
		〃	〃	910mm	2 本	
	横・中	〃	〃	1,760mm	1 本	
		〃	〃	850mm	1 本	
6 つなぎ	横・側	〃	200mm	2 本		

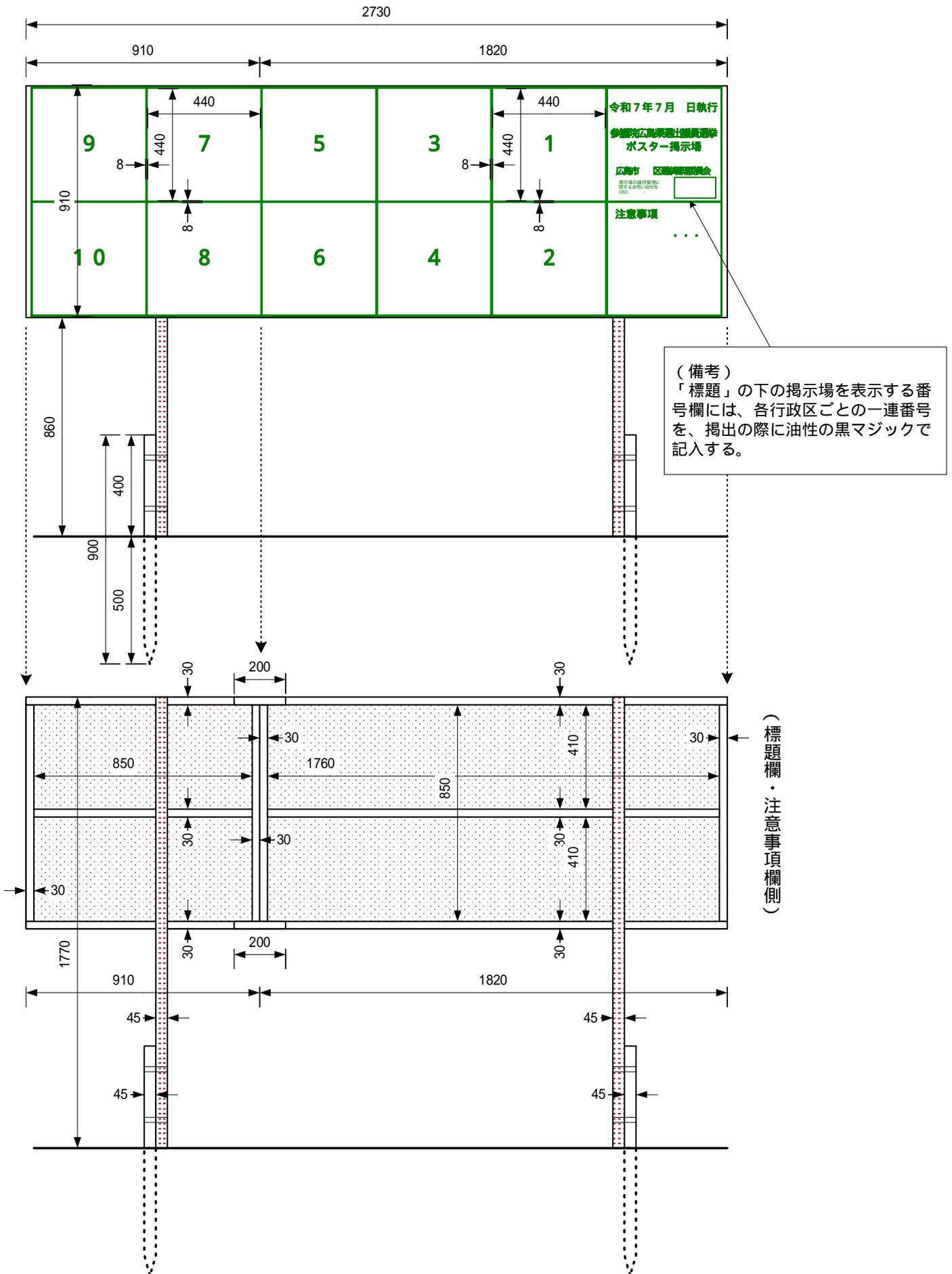
※ 6区画に4区画を追加する方式で設計し算出しているが、最初から10区画分として設計することも可【10区画の場合】

※ 別添「ポスター掲示場の設計図」を参照(設計図は標準の規格を記載している。)

## ポスター掲示場の設計図

# ポスター掲示場の設計図（10区画 正面図・裏面図）

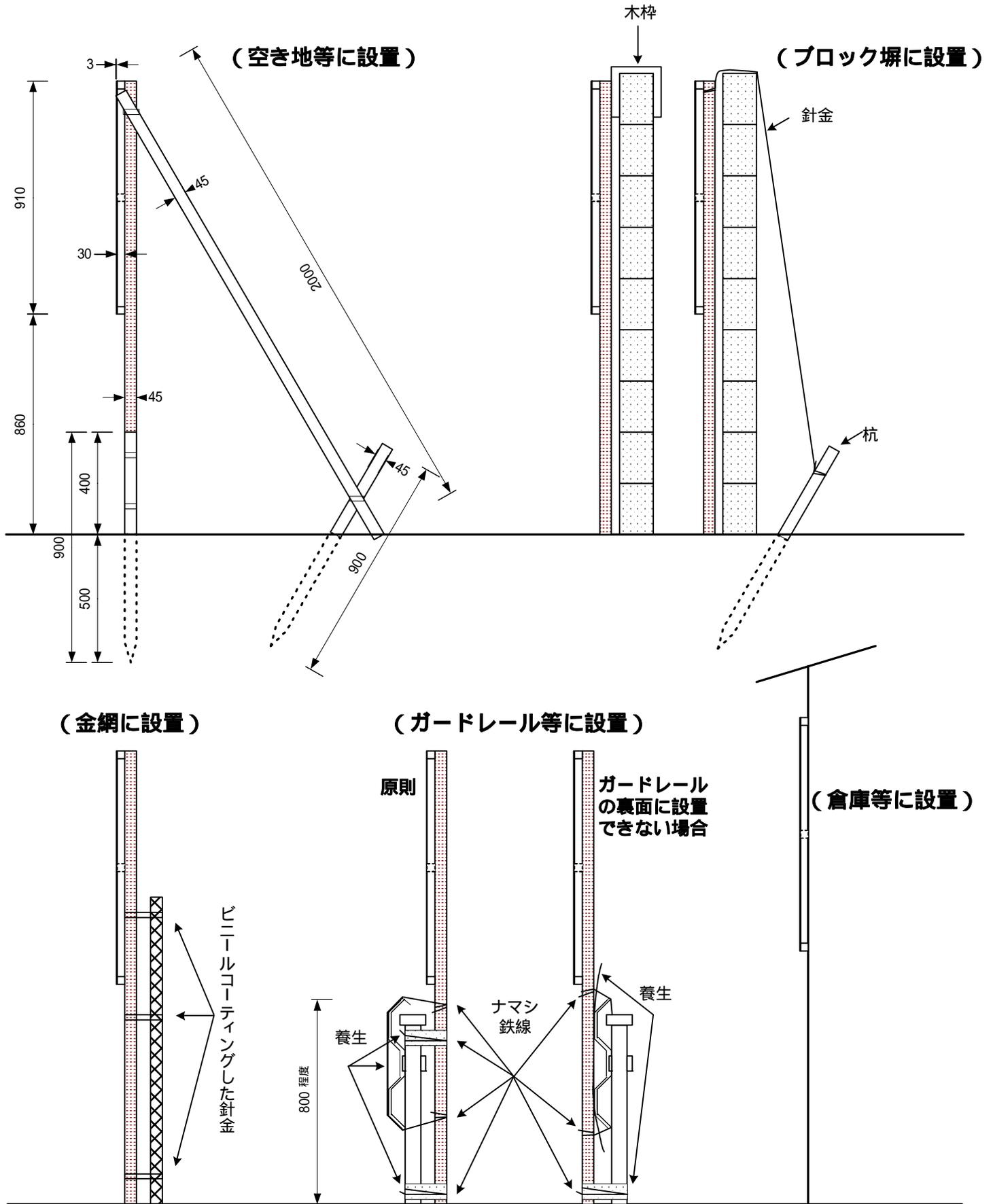
（単位 mm）



表示している大きさは、標準的なサイズである。

# ポスター掲示場の設計図（側面図）

（単位 mm）



表示している設置方法は標準的なものである。  
 掲示板の高さについては、掲示板が隠れないよう現況に合わせること。  
 また、掲示場設置に当たっては、設置場所の農作物、樹木、道路施設、器物等をき損しないこと。

## ポスター掲示場の数量

設置方法別の箇所数は、設置時の状況等により、多少の変動があります。  
 (区全体の数は変わりません。)

区 分	設置箇所数	設置方法		
		①空き地等に設置し、支えがいる場合	②金網、ブロック塀等に設置し、支えがいない場合	③倉庫等の壁面等に直接取り付けられる場合
	箇所	箇所	箇所	箇所
佐伯区	307	61	246	0

# ポスター掲示場設置場所一覧表

参議院議員通常選挙

ポスター掲示場設置場所報告

広島市佐伯区

投票区名	設置場所			設置数	
第一	1	海老園二丁目5番28号 佐伯区役所前掲揚ポール東側植え込み	2	海老園一丁目4番48号 佐伯環境事業所入口右側ブロック塀	9
	4	海老園三丁目18番1号 五日市南保育園南側フェンス	5	海老園三丁目18番1号 五日市南小学校北門側フェンス	
	7	海老園二丁目1番 海老園第三公園南側	8	海老園一丁目2番 中央陸橋南詰め緑地	
第二	9	旭園2番 JR五日市駅南口スロープ入口付近	10	旭園5番 川上宅東向かいガードレール	8
	12	吉見園24番 吉見園公園入口横フェンス	13	吉見園12番 27号地先東側ガードパイプ	
	15	海老山南一丁目7番 海老山南第一公園東側フェンス	298	海老山南一丁目8番地先 緑地	
第三	16	五日市一丁目11番 五日市第一公園西側入口横フェンス	17	五日市三丁目6番 町中小公園東南側植え込み	6
	19	五日市三丁目1番1号 五日市小学校正門東側植え込み	20	五日市四丁目13番 不動産スクエア駐車場入口フェンス	
第四	22	五日市町大字美鈴園34番地 美鈴第一公園入口横フェンス	23	皆賀四丁目15番 6号地先向かい八幡川ガードパイプ	7
	25	皆賀三丁目22番 皆賀公園東側出入口横フェンス	26	皆賀四丁目6番 皆賀会館東向かいガードレール	
	28	五日市町大字美鈴園25番地の12 12号地先ブロック塀			
第五	29	五日市七丁目5番 25号地先北側ガードレール	30	新宮苑18番 新宮苑公園南側フェンス	7
	32	新宮苑11番14号 五日市公民館前植え込み	33	五日市五丁目13番10号 中国電力五日市変電所東側フェンス	
	35	五日市七丁目4番 ココス西向かい(造幣局東側)ガードパイプ			
第六	36	五日市中央六丁目4番 五日市中学校グラウンド西側フェンス	37	五日市中央六丁目5番 8号地先北側フェンス	7
	39	五日市中央六丁目4番1号 五日市中学校正門左側植え込み	40	五日市中央六丁目10番 木本モーターズ向かいガードレール	
	42	五日市中央五丁目13番 28-2号地先西側ガードレール			
第七	43	五日市中央四丁目8番 中央第三公園南側花壇奥	44	五日市中央四丁目15番11号 鈴峰園保育園フェンス	8
	46	五日市中央三丁目12番1号 五日市中央小学校プール南側フェンス	47	五日市中央三丁目12番1号 五日市中央小学校東側フェンス	
	49	五日市中央二丁目8番 中央第一公園南側フェンス	50	五日市中央一丁目15番 五日市中央陸橋下西側フェンス	

ポスター掲示場設置場所報告

広島市佐伯区

投票区名	設置場所			設置数			
第八	51	楽々園一丁目2番 広島市海老橋ポンプ場フェンス	52	楽々園四丁目9番 岡の下川沿いガードレール	8		
	54	楽々園四丁目14番 ファミリータウン広電楽々園駐車場入口 ガードパイプ	55	楽々園三丁目9番 武田ビル向かい緑地フェンス		56	楽々園五丁目14番 楽々園公民館向かいDCMダイキ楽々園 店前フェンス
	57	楽々園五丁目15番 高齢者福祉施設 楽々園k i s u i 西向 かいガードレール	299	楽々園五丁目16番 楽々園第五公園入口フェンス			
第九	58	美の里一丁目2番 三筋川橋西詰・17号地先北側フェンス	59	美の里二丁目1番 クリーニング店横フェンス	60	美の里二丁目10番 広島市美の里ポンプ場西側植え込み	7
	61	隅の浜三丁目9番 県道十字路店舗南側フェンス	62	隅の浜二丁目9番 隅の浜二丁目公園入口横フェンス	63	隅の浜三丁目1番 隅の浜第二公園入口横フェンス	
	64	隅の浜一丁目2番 SAKANAYA 東側向かいガードレール					
第十	65	三筋二丁目6番2号 三筋集会所入口フェンス	66	三筋二丁目2番14号 三筋保育園入口横フェンス	67	三筋二丁目1番 店舗向かい道路フェンス	7
	68	三宅一丁目6番 広島工業大学入口向かいガードレール	69	三筋三丁目4番 15号地先西向かいガードレール	70	屋代一丁目1番 緑が丘入口24号地先向かいフェンス	
	71	屋代一丁目23番 月見台入口・3-7号地先北側ガード レール					
第十一	72	三宅三丁目24番 広島工大第7二輪車駐車場右向かいガー ドレール	73	三宅四丁目14番 9号地先東側ガードレール	74	坪井一丁目32番9号 坪井児童館横フェンス	8
	75	坪井一丁目32番10号 坪井公民館入口横フェンス	76	坪井一丁目29番4号 市営千同住宅前道路（ガードレール）	77	千同一丁目30番 岡の下川1号歩道橋ガードレール	
	78	三宅三丁目8番 37号地先北西ガードパイプ	79	千同一丁目5番 千同公園入口フェンス			
第十二	80	坪井二丁目241番地の3 坪井受水場前ガードレール	81	坪井二丁目154番地の1 坪井長野バス停付近歩道ガードパイプ	82	坪井二丁目 五日市観音中学校入口ガードレール	7
	83	坪井三丁目（水道配水池前） 五日市観音西小学校西側ガードレール	84	観音台一丁目18番 観音台集会所西側向かいガードレール	85	坪井二丁目1133番地 坪井ちびっこ広場入口横フェンス	
	86	観音台一丁目40番 7号地先西側ガードパイプ					

ポスター掲示場設置場所報告

広島市佐伯区

投票区名	設置場所			設置数			
第十三	87	倉重一丁目157番地 佐伯消防団八幡分団車庫向かいガード レール	88	倉重二丁目 東観音台入口分かれ北側（240番地向 かいガードレール）	7		
	90	城山一丁目14番 広島日産（株）五日市（営）向かい植え 込み	91	五日市中央七丁目13番2号 2号地先ブロック塀		92	五日市中央七丁目4番 西手石油スタンド向かいガードレール
	93	倉重二丁目859番地 859番地向かい倉重川3号橋北側ガ ードレール					
第十四	94	八幡二丁目26番 城山バス停横・山科病院南側道路フェ ンス	95	城山二丁目1番 植物公園入口田中ビル横フェンス	96	八幡二丁目2番1号 八幡小学校北門前フェンス	10
	97	八幡三丁目4番 八幡学区社会福祉協議会事務局前ガード パイプ	98	八幡一丁目12番 池田橋バス停（株）戸野機械製作所向か いガードレール	99	八幡三丁目28番 明奨橋西側セブンイレブン南東明奨橋バ ス停横フェンス	
	100	八幡二丁目25番 ザ・ビッグ五日市店駐車場東側フェンス	101	八幡が丘二丁目23番 八幡ヶ丘第三公園・記念碑前フェンス	102	城山二丁目6番 折出バス停南側沈砂池フェンス	
	103	城山二丁目30番 折出第二公園入口フェンス					
第十五	104	八幡東二丁目30番 八幡東第三公園入口横フェンス	105	八幡東一丁目23番 日の木団地入口中地公園西側法面	106	八幡東三丁目20番 ジュンテンドー五日市店北側ガードパイ プ	7
	107	八幡東二丁目6番19号 八幡東公民館植え込み	108	八幡東三丁目18番3号 八幡東保育園入口横フェンス	109	八幡東三丁目9番 ラーメン「まひる」北側ガードレール	
	110	八幡東三丁目29番12-5号 八幡東橋（東）交差点ガードパイプ					
第十六	111	利松二丁目10番 利松第二公園南側フェンス	112	利松一丁目10番7号 利松児童館フェンス	113	八幡東四丁目27番1号 八幡東小学校東南側フェンス	7
	114	利松一丁目6番 新幹線下新郡橋東フェンス	115	利松一丁目6番 佐伯消防署八幡（出）左向かいガード レール	116	八幡五丁目10番 三和橋東詰・三和中学校前バス停横ガ ードレール	
	117	利松三丁目10番 三和中学校正門前横フェンス					
第十七	118	五日市町大字石内6606番地の1 6606の1番地横ガードレール	119	五日市町大字石内湯戸 下湯戸バス停横フェンス	120	五日市町大字石内900番地 湯戸橋北側玉貞商店向かいガードレール	7
	121	五日市町大字石内940番地の2 新宮山荘入口コンクリート壁	122	五日市町大字石内1673番地の21 笹利集会所横フェンス	123	五日市町大字石内3644番地の2 中バス停横南へ約50m	
	124	五日市町大字石内3511番地 （株）中野開発横フェンス					

ポスター掲示場設置場所報告

広島市佐伯区

投票区名	設置場所			設置数			
第十八	125	石内東二丁目16番 そらの中央公園	126	五日市町大字石内3289番地の1 石内公民館向かい道路フェンス	9		
	128	五日市町大字石内 平岩倶楽部集会所向かいガードレール	129	五日市町大字石内神原 長通橋南側梶毛川ガードレール			
	131	五日市町大字石内 石内原田バス停横フェンス	132	五日市町大字石内 半坂防火用水西側フェンス			
第十九	134	五月が丘一丁目8番 五月が丘第一公園南側フェンス	135	五月が丘一丁目25番 五月が丘第二公園北側フェンス	7		
	137	五月が丘二丁目1番13号 五月が丘二丁目集会所北東石垣	138	五月が丘二丁目22番 五月が丘小学校入口下ガードパイプ			
	140	五月が丘三丁目10番 五月が丘第三公園東側フェンス					
第二十	141	五日市町大字下河内 下河内集会所入口横フェンス	142	五日市町大字上河内 ヤマニシ興産向かいフェンス	9		
	144	五日市町大字上河内467番地の1 上河内四道防火水槽南側フェンス	145	五日市町大字上河内262番地 262番地向かいガードパイプ			
	147	五日市町大字上河内 古野橋バス停横フェンス	148	五日市町大字上河内 魚切りバス停横のガードレール			
第二十一	150	五日市町大字下河内 下原橋横・下河内運動広場入口ガードパイプ	151	五日市町大字下河内 白川集会所前土手	152	五日市町大字下河内 佐伯消防河内分団白川車庫横ガードパイプ	3
第二十二	153	五日市駅前一丁目13番 五日市駅北口植え込み	154	五日市駅前一丁目9番 18号地先フェンス	155	五日市駅前三丁目1番2号 2号地先横土手フェンス	7
	156	五日市駅前一丁目1番3号 五日市駅前保育園入口横フェンス	157	五日市駅前一丁目1番 八幡川沿八幡橋南側ガードレール	158	五日市駅前三丁目1番 駅前第一公園西側フェンス	
	159	五日市駅前二丁目8番 三叉路 駅前第二公園西側フェンス					
第二十三	160	美鈴が丘東三丁目19番2号 美鈴が丘東街区集会所入口横フェンス	161	美鈴が丘東二丁目3番1号 美鈴が丘東三丁目バス停横歩道植込み	162	美鈴が丘東四丁目24番 美鈴が丘ひがし第四公園東側フェンス	7
	163	美鈴が丘東五丁目10番 美鈴が丘ひがし第五公園入口横フェンス	301	美鈴が丘東二丁目12番 美鈴が丘ひがし第1公園入口横フェンス	302	美鈴が丘東三丁目3番 美鈴が丘ひがし第2公園入口横フェンス	
	303	美鈴が丘東四丁目9番 山田第一第二調整池南西側フェンス					
第二十四	167	薬師が丘一丁目15番 薬師が丘第七公園入口横植え込み	168	薬師が丘二丁目29番 薬師が丘団地下バス停横ガードレール	169	薬師が丘一丁目2番 完成記念碑上ガードレール	7
	170	薬師が丘二丁目22番 薬師が丘第二公園入口横フェンス	171	薬師が丘二丁目2番 薬師が丘第一集会所入口横ガードレール	172	薬師が丘四丁目1番 チトセ陸運横ガードレール	
	173	薬師が丘三丁目25番 薬師が丘第三公園入口横フェンス					

ポスター掲示場設置場所報告

広島市佐伯区

投票区名	設置場所				設置数
第二十五	174	美鈴が丘西四丁目1番 1号地先北側植え込み	175	美鈴が丘西四丁目7番 美鈴が丘にし第四公園入口横フェンス	7
	177	美鈴が丘西三丁目6番 美鈴が丘にし第一公園入口横ガードレール	178	美鈴が丘緑一丁目4番 美鈴が丘緑第一公園西側フェンス	
	180	美鈴が丘緑二丁目10番 美鈴が丘緑第二公園入口横フェンス			
第二十六	181	皆賀一丁目13番 八幡橋東詰・9号地先向かい道路ガードレール	182	皆賀二丁目10番 皆賀園北側ガードレール	7
	184	皆賀一丁目3番 昭和台第二公園東側フェンス	185	五日市町大字昭和台27番地の1 コーボナガオ西側三叉路ガードレール	
	187	五日市町大字昭和台30番地 昭和台第1公園北側ガードレール			
第二十七	188	藤の木一丁目29番 藤の木団地入口調整池フェンス	189	藤の木一丁目1番 藤の木南第一公園バス停横ガードパイプ	7
	191	藤の木二丁目9番 藤の木北第二公園バス停横フェンス	192	藤の木二丁目17番 藤の木北第三公園北側フェンス	
	194	藤の木三丁目19番 藤の木北第四公園西側フェンス			
第二十八	195	観音台三丁目15番 東観音台上バス停向かいガードパイプ	196	観音台四丁目32番 デイサービスファイネス南側ガードパイプ	7
	198	観音台二丁目6番 観音台東第一公園東側フェンス	199	観音台二丁目20番18号 東観音台第一集会所入口横ガードレール	
	201	観音台四丁目6番20号 東観音台第二集会所前ガードレール			
第二十九	202	河内南一丁目2番 彩が丘下バス停横欄干	203	河内南二丁目22番 彩が丘中央公園北側フェンス	7
	205	河内南二丁目10番1号 彩が丘小学校正門横フェンス	206	河内南一丁目21番6号 彩が丘公民館石垣	
	208	河内南一丁目14番1号 彩が丘第一集会所フェンス			
第三十	209	五月が丘五丁目21番 五月が丘第六公園西側入口横フェンス	210	五月が丘四丁目33番 五月が丘第八公園東側入口横フェンス	7
	212	五月が丘五丁目3番33号 五月が丘公民館入口横フェンス	213	五月が丘五丁目21番30号 五月が丘五丁目集会所入口フェンス	
	215	五月が丘四丁目31番11号 五月が丘四丁目集会所入口フェンス			

ポスター掲示場設置場所報告

広島市佐伯区

投票区名	設置場所			設置数			
第三十一	291	石内北二丁目19番 石内北地区内集会施設予定地	292	石内北一丁目6番 こころ第八公園東側フェンス	7		
	294	石内北三丁目23番1号 石内北小学校北西角フェンス付近	295	石内北一丁目31番 エントランス広場			
	297	石内北一丁目31番 エントランス広場					
第三十二	164	美鈴が丘南四丁目3番 美鈴が丘みなみ第四公園北側フェンス	165	美鈴が丘南一丁目9番 美鈴が丘みなみ第一公園入口横フェンス	7		
	304	美鈴が丘南三丁目1番 美鈴が丘公民館・消防団駐車場入口	305	美鈴が丘南三丁目7番 美鈴が丘みなみ第三公園入口横フェンス			
	307	美鈴が丘南四丁目11場 2号地先南側ガードレール)					
葛原	216	湯来町大字葛原1606番地の3 峠集会所横	217	湯来町大字葛原1114番地の1 桐分かれ三叉路付近石垣	6		
	219	湯来町大字葛原629番地 十文字分かれ三叉路付近ガードレール	220	湯来町大字葛原333番地の3 久地伏谷線交差点川側歩道ガードパイプ			
白砂	222	湯来町大字白砂1792番地の1 鹿ノ道集会所フェンス	223	湯来町大字白砂1134番地 中重光バス停前	6		
	225	湯来町大字白砂31番地 白砂台団地入口前(県道土は)	226	湯来町大字白砂583番地 榎集会所前ガードレール			
河内原	228	湯来町大字白砂2116番地の2 大山集会所横	229	湯来町大字白砂2798番地の6 八幡原中央集会所下(ガードレール)	230	湯来町大字白砂2963番地 八幡原神社上ガードレール	3
川角	231	湯来町大字伏谷159番地の10 東川角進入路入口下	232	湯来町大字伏谷21番地の11 ハーブヒルズ入口公園前	233	湯来町大字伏谷21番地の189 ハーブヒルズ第二公園フェンス	9
	234	湯来町大字伏谷115番地の1 旧農協砂谷支所駐車場	235	湯来町大字伏谷甲13番地の1 湯来南公民館植え込み	236	湯来町大字白砂3555番地の1 湯来南小学校フェンス	
	237	湯来町大字白砂3257番地の1 古塚集会所横フェンス	238	湯来町大字伏谷655番地の1 大下商店ガードパイプ	239	湯来町大字伏谷1174番地の1 日野鉄工所向い側側溝	
伏谷	240	湯来町大字伏谷1385番地の2 大森消防車庫横ガードレール	241	湯来町大字伏谷1572番地 大森バス停上ガードパイプ	242	湯来町大字伏谷1818番地 大野中央橋南側ガードパイプ	5
	243	湯来町大字伏谷1874番地 伏谷文化センター前ガードレール	244	湯来町大字伏谷2174番地の2			
杉並台	245	杉並台1番 杉並台進入路(浄水場)フェンス	246	杉並台26番 コミュニティセンター横植え込み	247	杉並台20番 杉並台第七公園植込み	7
	248	杉並台39番 杉並台第五公園北側法面	249	杉並台60番 杉並台第二公園植込み	250	杉並台49番 杉並台第八公園植込み	
	251	杉並台24番 佐川急便グランド入口フェンス					
上多田	252	湯来町大字多田96番地 大谷バス停横ガードレール	253	湯来町大字多田362番地 雲出トンネル前ガードレール	254	湯来町大字多田523番地の2 上多田集会所入口(県道土は)	7
	255	湯来町大字多田658番地 658番地横ガードレール	256	湯来町大字多田709番地 国道488号線沿いガードレール	257	湯来町大字多田1258番地 1258番地横ガードレール	
	258	湯来町大字多田1470番地 1470番地南側(国道土は)					

ポスター掲示場設置場所報告

広島市佐伯区

投票区名	設置場所			設置数			
中多田	259	湯来町大字多田192番地 国広商店前ガードレール	260	湯来町大字多田2064番地 日入谷橋横ガードパイプ	5		
	262	湯来町大字多田3469番地の5 小田商店前	263	湯来町大字多田2712番地 湯来西公民館			
打尾谷	264	湯来町大字多田2816番地 2816番地向かいガードレール	265	湯来町大字多田2989番地 さつき会館向かいガードレール	266	湯来町大字多田3293番地 菴丸橋横ガードレール	3
菅沢	267	湯来町大字菅沢3586番地 3586番地向かいガードレール	268	湯来町大字菅沢3711番地の1 田布バス停	269	湯来町大字菅沢531番地の1 志割バス停下側ガードレール	5
	270	湯来町大字菅沢732番地 迫川美容院下側畑	271	湯来町大字菅沢800番地 市営石ケ原住宅フェンス			
和田	272	湯来町大字和田166番地 湯来出張所前ガードパイプ	273	湯来町大字和田101番地の2 防火水槽横フェンス	274	湯来町大字和田686番地 686番地向い歩道フェンス	6
	275	湯来町大字和田868番地 N T T湯来電話交換所フェンス	276	湯来町大字和田1304番地の2 正国工場横ガードパイプ	277	湯来町大字麦谷537番地の8 湯来町上麦谷集会所横	
麦谷	278	湯来町大字麦谷816番地 816番地横	279	湯来町大字麦谷1653番地 湯来農村環境改善センター向国道ガードパイプ	280	湯来町大字麦谷1733番地 堂原消防車庫フェンス	6
	281	湯来町大字麦谷2126番地 国道植え込み	282	湯来町大字麦谷2648番地の1 新松原橋下側ガードパイプ	283	湯来町大字麦谷2581番地 広島市農協水内支店ガードレール	
下	284	湯来町大字下1708番地 交通情報電光掲示板ガードレール	285	湯来町大字下1502番地 下五原トンネル下側出口（ガードレール）	286	湯来町大字下2990番地の1 コトブキ（株）湯来工場ガードレール	7
	287	湯来町大字下1433番地の1 小原橋西側ガードパイプ	288	湯来町大字下859番地 久日市（水内駅）バス停ガードパイプ	289	湯来町大字下530番地の3 津伏集会所前	
	290	湯来町大字下98番地の4 N T T加計南電話交換所フェンス付近					
計 45投票区				計 307			

参議院広島県選出議員選挙 ポスター掲示場の印刷  
(佐伯区)

区画番号欄					令和7年7月 日執行 参議院広島県選出議員選挙 ポスター掲示場	標題欄
9	7	5	3	1	掲示場の維持管理に 関するお問い合わせ先 <input type="text"/>	ポスター 掲示場の 番号欄
10	8	6	4	2	<b>注意事項</b> ポスターは、立候補の届出の順 位と同じ番号の表示してある区 画にはってください。 この掲示場は、参議院広島県選 出議員選挙の候補者以外の方は 使用できません。 掲示場をこわしたり、ポスター をよぶったりすると罰せられま す。 <input type="checkbox"/>	<b>注意事項欄</b> グリーンマーク 又はエコマーク (表面に印刷 する場合)

第1 印刷色  
緑色（2枚以上のボードを継ぎ足す場合は、それらが同じ緑色であること。）

第2 文字種  
ゴシック文字による横書きで、標題欄、注意事項欄及び区画番号欄を印刷すること。  
標題欄、注意事項欄及び区画番号欄の文字の大きさは、区画の大きさとのバランスを考慮すること。  
区画番号欄の番号は、算用数字を用い、数字の大きさは、縦100mm、横80mm、文字幅15mmとすること。  
なお、線幅は8mmとすること。

第3 その他  
印刷部分の月日に変更が生じた場合は、広島市選挙管理委員会の指示に従うこと。  
グリーンマーク又はエコマークを表面に表示する場合は、注意事項欄の右下に表示することとし、大きさは幅50mmとすること。

## 受注者の業務について

受注者の業務は、次のとおりとする。

### 1 掲示場設置前

- (1) 受注者は、契約後、直ちに担当者の氏名、職名及び連絡先を広島市選挙管理委員会事務局（以下「市選管」という。）及び区選挙管理委員会事務局（以下「区選管」という。）に文書で報告すること。
- (2) 受注者は、契約後、市選管が別途指示する日までに「着手届」を市選管に提出すること。
- (3) 掲示場の設置場所等について、設置前に、区選管から「位置図」、「ポスター掲示場設置場所一覧表」及び「ポスター掲示場設置場所付近見取図」を受領するとともに、区選管職員から設置場所及び施行方法等について詳細な指示を受けること。
- (4) 掲示場の設置及び維持管理に従事する者のうち一人は作業責任者（会社社員）とし、作業員の指揮監督を行うこと。  
なお、受注者は、契約後、市選管が別途指示する日までに、作業責任者及び主な作業員の住所、氏名、職名及び電話番号を、市選管及び区選管に「作業責任者及び作業員名簿の提出について」により報告すること。
- (5) 受注者は、市選管が別途指示する日までに、**受託業務実施計画書**を作成し、市選管及び区選管に各1部提出すること。
- (6) 受注者は、市選管が別途指示する日までに、印刷の版下原稿等（原寸大）を市選管に持参し、市選管職員の指示を受けること。なお、校正は責任校正とする。
- (7) 受注者は、設置前に、掲示板、タルキ等部材一組を区選管に持参し、区選管職員の確認を受けること。その場合手直し等も考えられることから、日程的に余裕を持って確認を受けること。

### 2 掲示場の設置

- (1) 掲示場は、令和7年6月13日（金）以後設置を開始し、令和7年6月27日（金）までに設置を完了すること。なお、設置開始については、事前に市選管及び区選管に電話連絡し、確認を受けること。
- (2) 設置にあたっては道路交通法等の法令を遵守するとともに、交通誘導警備等を行う者を配置し、交通安全の確保に努めること。
- (3) 掲示場の設置開始日から設置完了日までの間、設置が終了した掲示場の番号を区選管にファクス等により毎日報告すること。
- (4) 掲示場設置完了後、区選管職員の確認を受けること。この際、補修、移動等の指示があった場合は、区選管が指定する期間内に補修等を行った上で、区選管職員に再度確認を受けること。
- (5) 設置にあたっては次の点に注意するとともに、設置方法等に疑義が生じたときは、直ちに区選管職員の指示を求めること。
  - ① 掲示場設置場所の農作物、樹木、道路施設、器物等をき損しないこと。
  - ② 設置した掲示場が、歩行者や車両の通行・視界の妨げになっていないこと。
  - ③ ガードレール等へ設置する場合、ガードレール等の裏面側（ガードレールより路肩側）に設置することを原則とする。その際、ガードレール等で掲示板が隠れないよう掲示場の高さを調整すること。なお、裏面側では設置スペースの確保や固定が困難な場合、設置作業に転落の危険を伴う場合（路肩側が急勾配の法面や河川・水路敷等になっているなど）等で交通の支障にならないときは、表面側に設置することも可とする。
  - ④ 掲示場を坂道や窪地等に設置する場合、掲示場の脚を切る又は継ぎ足すなどして、掲示場を

水平にするとともに掲示板の位置を適当な高さ（目線の高さ）にすること。

(6) 標題中の番号欄には、掲示場の番号を油性の黒マジックにより記入すること。

(7) 受注者は、参議院議員通常選挙の日程が確定したら、設置完了日までに日付（和暦）が表記されたシール等を作成し、貼り付けること。なお、日付（和暦）の字体は既にポスター掲示場に印刷されている文字と同じ字体に合わせること。

ただし、ポスター掲示場の作製前に日程が確定している場合は、事前に日付を印字することも可とする。

(8) 受注者は、掲示場の設置完了後「**設置届**」を区選管を経由して市選管に提出すること。また、区選管には、掲示場設置後の掲示場の写真（掲示場の番号順に並べた写真台帳、又は掲示場の番号をファイル名に付した画像データ）を添付して提出すること。

### 3 掲示場の維持管理

(1) 受注者は、掲示場の設置開始から掲示場の撤去完了までの期間内に、掲示場が原因で第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うこと。

(2) 受注者は、掲示場の設置開始から掲示場の撤去完了までの期間内に、掲示場が風雨やいたずらなどにより破損したときは、直ちに補修すること。

### 4 掲示場の撤去

(1) 掲示場は、令和7年7月21日（月）から撤去を開始し、令和7年7月25日（金）までに撤去を完了すること。ただし、無投票となった場合は、令和7年7月4日（金）から撤去を開始し、令和7年7月8日（火）までに撤去を完了すること。

(2) 撤去にあたっては道路交通法等の法令を遵守するとともに、交通誘導警備等を行う者を配置し、交通安全の確保に努めること。

(3) 掲示場の撤去開始日から撤去完了日までの間、撤去が終了した掲示場の番号を区選管にファクス等により毎日報告すること。

(4) 掲示場の撤去にあたっては、番線、釘、針金などの切れ端も確実に回収すること。

(5) 掲示場の候補者のポスター等は、有権者の目にふれることのないよう処理すること。

(6) 掲示場撤去完了後、区選管職員の確認を受けること。この際、掲示場の撤去、設置場所の原状復旧等について指示があった場合は、その内容に従い撤去等やり直した上で、区選管職員に再度確認を受けること。

(7) 業務の施行により生じた廃材等は、受注者の負担により、関係法令を遵守して適正に処分すること。ただし、市又は区の選挙管理委員会事務局職員が指示する物件については、別途指定する箇所に保管すること。

(8) 受注者は、当掲示場の撤去完了後速やかに「**撤去届**」を、区選管を経由して市選管に提出すること。

### 5 ポスター掲示板のリサイクル

(1) 使用後の掲示板については、リサイクル処理をすること。

(2) リサイクルがされたことが確認できる証明書等を「**完了届**」に添付して市選管に提出すること。

### 6 その他

(1) 受注者は、掲示場設置時等に、市選管職員又は区選管職員の指示により、粗品を配布すること。

(2) 本業務は、参議院議員通常選挙が7月20日に執行を想定したものであるため、選挙期日の変更が生じた場合は、市選管職員に業務スケジュールを協議の上対応すること。

- (3) 上記1～5の業務について疑義が生じた場合又はこれにより難い事由が生じた場合、受注者は、事前に市選管及び該当の区選管の指示を仰ぎ又は協議の上対応すること。